



【今月の雑学】7月に『土用の丑の日』がありましたね！実は今月5日も土用の丑の日ということをご存知でしたか？ちなみに、土用の丑の日は夏だけではなく、春・夏・秋・冬に存在するそうです。それなのに、現在うなぎを食べる習慣があるのは夏だけです。本来うなぎの旬は冬のため、以前は夏にうなぎはあまり売れなかったそうで、売れないうなぎの販促のため、旬ではない“夏”という時期にうなぎを食べる風習を根付かせたという説が有名だそうですよ。これと似た風習として、節分も正確には1年に4回あるそうです☆

～スキャナ保存制度の要件が緩和されました～

《スキャナ保存制度とは？》

原則『紙』での保存が義務付けられていた国税関係帳簿書類が、電子帳簿保存法により、一定の要件を満たすことで、電子データとしての保存が認められたもの。

平成 27 年度税制改正によるスキャナ保存制度の要件緩和

I、対象書類の見直し

スキャナ保存の対象となる契約書及び領収書に係る金額基準（現行 3 万円未満）が廃止され、**3 万円以上**の契約書及び領収書についてもスキャナ保存が可能になります。

ただし、①相互けん制②定期的なチェック③再発防止策

を社内規定等において、整備するとともに、これに基づいて事務処理を実施していることが承認要件となります。

国税関係書類		スキャナ対象可否
帳簿・決算書類		×
契約書・領収書	3万未満	○
およびこれらの写し	3万以上	×→○
上記以外 (請求書・納品書・見積書など)		○

スキャン時の処理改正 Point

○重要書類以外の書類：書類の大きさ情報の保存が**不要**・**白黒**での保存でも可

○電子署名要件：電子署名**不要**・タイムスタンプとともに入力者等に関する情報の保存

II、適用時期

平成 27 年 9 月 30 日以後にスキャナ保存の承認申請書を提出した場合

III、スキャナ保存制度を利用する為に最低限必要なこと

①タイムスタンプのシステムを導入しなければならない為、ランニングコストがかかります。

②電子データの確認・改ざん防止施策・日々の運用方法などを記載した「規程」を作り、「規程」に沿った運用が必須。

③取り込んだ電子データを削除・修正したり、画像に追記したりした場合は、その履歴をシステム管理する必要がある。

Q:承認申請はどうするの？

A:適用を受けようとする電子データごとに、それぞれ定められた申請書を保存開始しようとする**3ヶ月前**の日までに、本店所在地の所轄税務署長へ提出する。



Q:スマートフォンで撮影した電子データでも OK？

A:**原稿台のあるスキャナ**による読み取りが要件となっている為、認められない。

Q:申請承認前の領収書等もスキャナ保存 OK？

A:保存開始前の書類は遡及してスキャン出来ない為、申請承認前の書類については、『紙』での保存が必要。

知っところ!「税務のマメ知識」

【「株主優待乗車券」は配当所得になるの?】

一般的に株主優待とは、企業が株主にサービスや自社商品などを提供するものをいい、具体的には割引券や優待券、食料品、オリジナルグッズなど様々なものがあります。

こうした株主優待を行っている企業は、上場企業の3分の1程度といわれています。税法では、株主優待券等による配当については次のようになっています。「法人の利益の

有無に関係なく株主という地位に基づき支給する“旅客運送業を営む法人が自己の交通機関を利用させるために交付する株主優待乗車券等”“映画・演劇等の興行業を営む法人が自己の興行場等において上映する映画の鑑賞等をさせるために交付する株主優待入場券等”“ホテル・旅館業等を営む法人が自己の施設を利用させるために交付する株主優待施設利用券等”“法人が自己の製品等の値引販売を行うことにより供与する利益”“法人が創業記念・増資記念等に際して交付する記念品”で法人が剰余金または利益の処分として取り扱わない場合は配当等に含まれない」とされています。そのため株主優待券等による配当は「配当所得」にはなりません。ただし、これらは「雑所得」として扱われるため課税対象にはなりません。



【定時決定で確定した標準報酬月額はいつ改定?】

算定基礎届提出により新しく決定された標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月まで使用することになります。よって **10月に支給される給与から新たな標準報酬月額での社会保険料が控除されることとなります。**

※当月分の保険料を当月分給与から控除している企業については、9月分は9月30日支給の給与から控除になりますので、ご注意ください。

今月のいろいろ「掲示板」

給与と外注費の違いって? ?

給与

⇒雇用契約若しくはこれに準ずる契約に基づいて受ける役務の提供の対価

外注

⇒請負契約若しくはこれに準ずる契約に基づいて受ける役務の提供の対価

ポイント①：税務上の取り扱い

給与

⇒雇用形態としてアルバイト、パート、社員など様々ありますが、給与支給時に所得税の源泉徴収義務が生じます。また、給与に対して消費税はかかりませんので、消費税は不課税取引。

外注

⇒原則として源泉徴収の必要はありません。外注先への支払いは消費税がかかりますので、消費税は課税仕入取引。

ポイント②：判断基準

- 1、役務の提供にあたり、事業者の指揮命令を受けるか。
- 2、外注先の企業が自ら請負金額を計算し請求書発行をおこなっているか。
- 3、役務の提供に係る材料などの供与があるか。 などなど...

今月のあなたの運勢



A型

地道に続けてきた努力が報われる運勢です。センスが冴えている月なのでオリジナリティを生かすとさらに吉!

B型

思い付きでの行動は避け、堅実な道を選びましょう。また意見を述べる際は、相手に配慮することを心掛けて。

O型

これまで計画していた案件を行動に移すのに良い月。活躍の場が広がりそうなので、全力で突き進みましょう!

AB型

停滞ムードのため無理は禁物ですが、今後の計画を立てるには良い月。先々に向けて自分にできる事を考えて。



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。